

権利擁護 | 実務ガイド

身体拘束適正化の 実務

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



身体拘束等は原則禁止です

指定通所支援基準第44条は、障害児または他の障害児の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を禁じています。

PRINCIPLE

道具の有無だけで判断しない

縛る行為だけでなく、職員の身体で押さえる、本人が開けられない場所へ隔離するなど、行動を制限する実態を確認します。

EXCEPTION

例外は緊急やむを得ない場合のみ

切迫性・非代替性・一時性を全て満たし、組織として慎重に確認する場合に限られます。

日常支援で見直す場面

- 立ち上がりや移動を継続して押さえる
- 本人が出られないよう扉や動線を塞ぐ
- 行動を抑える目的で器具・衣類・薬を使う

先に検討すること

- 体調、感覚、伝達手段、環境の再アセスメント
- 職員配置、場所、活動、声かけ、見通しの調整
- 本人にとって制限が少ない支援方法

本人・家族への説明と了解は必要な手続の一つですが、了解だけで例外要件を満たすわけではありません。3要件、組織判断、必要事項の記録を別々に確認します。

切迫性・非代替性・一時性を、全て満たす必要があります

令和8年3月31日最終改正の算定留意事項は、3要件の全てと、組織として確認等の手続を行った旨を記録するよう示しています。

01 切迫性

危険が著しく高い

本人または他者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いかを確認します。

- 拘束による悪影響も比較
- 「念のため」では判断しない

02 非代替性

他の方法がない

拘束しない全ての支援方法を検討し、代替手段がないことを複数職員で確認します。

- 試した代替策を具体化
- 最も制限の少ない方法を選択

03 一時性

必要な最短時間だけ

本人の状態に応じ、必要とされる最も短い時間を想定し、解除条件を共有します。

- 開始・終了を記録
- 継続の惰性を止める

3要件はチェック欄に丸を付けるだけでなく、「どの危険が、なぜ他の方法で避けられず、いつ解除するか」を事実で説明できる形にします。

想定できる場面は事前に検討し、実施時は最小限で解除します

国の手引きは、組織による決定、個別支援計画への記載、本人・家族への説明、行政への相談・報告、必要事項の記録を示しています。

1 状況を分析し、代替手段を尽くす

危険が生じる場面、前兆、本人の意思・特性、環境を把握し、拘束しない支援を検討します。

2 権限を持つ職員を含め、組織で決定する

個別支援会議等で3要件、方法、時間、解除条件を慎重に確認します。

3 個別支援計画へ記載し、本人・家族へ説明する

態様・時間・緊急やむを得ない理由、解消へ向けた方針を記載し、十分に説明します。

4 行政へ相談・報告し、必要最小限で実施する

指定権者・市町村の手順を確認し、最も制限の少ない方法と最短時間で実施します。

5 継続観察し、条件が消えたら直ちに解除する

心身の状態を観察し、解除後も状態と対応を確認して計画の見直しへ戻します。

予測できない切迫場面では児童の安全確保を優先します。実施を惰性で延長せず、内部報告・必要な記録・本人や家族への説明・行政への相談等を速やかに行います。

法定4項目に、3要件と組織手続の根拠をつなぎます

基準第44条第2項は、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録を求めています。

記録欄	残す内容
態様・時間	具体的な制限方法、開始・終了時刻、実施場所、関与した職員
心身の状況	実施前・実施中・解除後の状態、本人の意思表示、観察と対応
切迫性	危険の対象、発生可能性、拘束の悪影響と比較して必要と判断した事実
非代替性	検討・実施した代替策、その結果、最も制限の少ない方法を選んだ理由
一時性	想定した最短時間、解除条件、実際の解除時刻、延長の有無と理由
組織手続	検討した会議・参加者・決定者、個別支援計画との対応、緊急時の報告経路
説明・相談	本人・家族への説明、行政への相談・報告、委員会等での事後確認

「安全のため」「興奮したため」だけでは、緊急やむを得ない理由を検証できません。観察した事実、試した代替策、解除条件を具体的に残します。

基準第54条は、第44条第2項の身体拘束等の記録を、対象となる指定支援を提供した日から5年間保存するよう定めています。適用条例や法人規程がより長い場合は、そちらに合わせます。

実施事例がなくても、適正化の体制を止めません

基準第44条第3項と算定留意事項は、記録、委員会、指針、研修をそれぞれ確認する構造です。

取組	現行の取扱い	実務で残す証拠
身体拘束等の記録	実施した場合は必要事項を記録	事例ごとの記録、個別支援計画、説明・相談の経過
適正化検討委員会	1年に1回以上。結果を従業者へ周知	議事録、事例の有無、3要件の検証、改善、周知記録
適正化のための指針	事業所の判断・対応・組織を文書化	現行版、改訂履歴、閲覧・周知方法
適正化研修	1年に1回以上	実施日、内容、教材、参加者、欠席者への対応

事例なし

「0件」を確認して潜在リスクを点検

扉、座席、職員の押さえ、器具、薬等に、行動制限の実態がないかを振り返ります。

一体運営

虐待防止委員会との合同も可能

一体開催する場合も、身体拘束の議題、結論、職員周知を議事録で識別します。

身体拘束の報告と、虐待の疑いの通報を分けて動かしします

身体拘束を行った場合の行政への相談・報告と、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の市町村通報は、根拠と目的が異なります。

身体拘束等を実施した場合

- 安全確保、継続観察、最短での解除
- 管理者・担当者への内部報告と時系列記録
- 本人・家族への十分な説明
- 指定権者・市町村の手順に沿った相談・報告
- 委員会等での検証と個別支援計画の見直し

虐待が疑われる場合

- 児童を危険から離し、必要な救護・保護を行う
- 虐待の確定を待たず、速やかに市町村へ通報
- 内部報告だけで市町村通報を終えない
- 通報者への不利益取扱いを行わない
- 行政の事実確認に協力し、再発防止へつなぐ

委員会は、法定通報の可否を認定する前置手続ではありません。「虐待ではない」と内部で確定してから通報する運用にしません。

相談・報告先、様式、期限は自治体の取扱いを事前に確認します。全国一律の期限として決め打ちしません。

出典・確認事項

現行の指定通所支援基準、令和8年3月31日最終改正の算定留意事項、障害者虐待防止法・施行規則、国の施設従事者向け手引きを照合しました。

e-Gov法令検索 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（第44条・第54条）

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/0a23426e/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_guideline_tebiki_18.pdf

確認日: 2026-08-14

e-Gov法令検索 | 障害者虐待防止法施行規則（障害児通所支援事業の適用範囲）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/424M60000100132>

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 障害児通所給付費等の算定に関する留意事項（令和8年3月31日最終改正・改正後全文）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-14

e-Gov法令検索 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC1000000079>

確認日: 2026-08-14

身体拘束等の判断、記録、行政への相談・報告、通報先、自治体条例上の取扱いの最終確認は、所在地を所管する指定権者および市町村へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。